無線通信システムのためのSARPが定められていること。

b)　AM(R)S分配の下で運用するICAOの標準UAT及び考慮事項e)で特定されているシステムを除いた、同じ周波数範囲で運用されている他のシステムとの間の全ての両立性の問題が取り扱われてきたこと。

c)　1024-1164MHzの周波数帯では、共用の条件は960-1024MHzの周波数帯よりも複雑であること。

以下に留意し、

a)　960-1164MHzの周波数帯での運用が提案されているAM(R)Sシステムと、この帯域のICAO標準の航空システムとの間に両立性をもたせることは、ICAOの責任であること。

b)　960-1164MHzの周波数帯で運用するAM(R)Sシステムと同じ航空機に搭載するRNSSの受信機との間の両立性基準の作成は、ICAOの責任であること。

c)　AM(R)Sシステムと非ICAO ARNSシステム間の調整を容易にするために、実用的な運用対策が作成されるべきであること。

以下を決議し、

1　960-1164MHzの周波数帯で運用されるいかなるAM(R)Sシステムも、国際民間航空条約の第10附属書で公表されるSARPの要求を満たすこと。

2　認識事項b)に述べるシステムを除いては、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ブルガリア、中国、ロシア、カザフスタン、モンゴル、ウズベキスタン、キルギス、タジキスタン及びウクライナの領土の境界から934km以内で運用する航空機局又は／及び465km以内で運用する地上局を有する960-1164MHzの周波数帯のAM(R)Sシステムのいかなる運用も、これらの国において同じ帯域で運用する航空無線航行システムの保護のために（考慮事項e）参照）上記当該国の主管庁との調整に従う。主管庁が合意を求める要求を受領後、４か月の期間内に応答のない場合は、影響がないものとみなされること。

3　認識事項b)に述べるシステムは、考慮事項e)に述べるシステムに対して有害な混信を与えてはならず、また、考慮事項e)に述べるシステムからの保護を要求してはならない。

4　960-1164MHzの周波数帯のAM(R)Sシステムを認める主管庁は、ITU-R勧告M.2013の第１附属書に述べる特性を有する、考慮事項f)に示されるシステムとの両立性が確保されること。

5　960-1164MHzの周波数帯のAM(R)Sシステムと考慮事項f)のシステムとの両立性は、ICAOにおいて取り扱われるべき問題であること。

6　960-1164MHz周波数帯のAM(R)Sを実施しようとする主管庁は、1164-1215MHz帯のRNSSへ有害な混信を引き起こさないために、以下に述べる基準を活用しなければならないこと。

－　960-1164MHz周波数帯を分配されたAM(R)Sを運用するいかなる地上局も、e.i.r.p.は、次の表に示す値に制限されなければならない。

非パルスAM(R)S地上局送信における960-1164MHzの周波数帯における発射（搬送波中心周波数の機能としての960-1164MHzの周波数帯の最大許容e.i.r.p.）				1164-1215MHzの周波数帯における発射	
AM(R)S中心周波数<1091MHz	AM(R)S中心周波数1091-1119MHz	AM(R)S中心周波数1119-1135MHz	AM(R)S中心周波数1135-1164MHz	1164-1197.6MHz	1197.6-1215MHz
51.6dBW	51.6から23.6dBWに直線的に減少	23.6から-2.4dBWに直線的に減少	-2.4から-68.4dBWに直線的に減少	1164-1197.6MHzの周波数帯の任意の1MHzにおいて-90.8dBW	1197.6-1215MHzの周波数帯の任意の1MHzにおいて-90.8dBW

－　960-1164MHz周波数帯のAM(R)S分配の下で運用するいかなる航空機搭載局も、e.i.r.p.は、次の表に示す値に制限されなければならない。

非パルスAM(R)S航空機搭載局送信における960-1164MHzの周波数帯における発射（搬送波中心周波数の機能としての960-1164MHzの周波数帯の最大許容e.i.r.p.）				1164-1215MHzの周波数帯における発射	
AM(R)S中心周波数<1091MHz	AM(R)S中心周波数1091-1119MHz	AM(R)S中心周波数1119-1135MHz	AM(R)S中心周波数1135-1164MHz	1164-1197.6MHz	1197.6-1215MHz
55.3dBW	55.3から27.3dBWに直線的に減少	27.3から-1.3dBWに直線的に減少	-1.3から-64.7dBWに直線的に減少	1164-1197.6MHzの周波数帯の任意の1MHzにおいて-84dBW	1197.6-1215MHzの周波数帯の任意の1MHzにおいて-92.4dBW

7　パルス発射を行う960-1164MHzの周波数帯を運用する将来のAM(R)Sシステムは、RNSSシステムを保護するために、960-1164MHzの周波数帯で運用するAM(R)S地上及び航空機搭載局の非パルス発射が、上記決議事項６における最大e.i.r.p.レベルで保護するのと等価になるように、AM(R)Sの地上及び航空機搭載局のパルス発射特性を制限していることを公表しなければならない。

以下を事務総局長に指示する。

この決議に対するICAOの注意を喚起すること。

改　決議第418（WRC-12、改）　航空移動業務での遠隔測定用アプリケーションのための5091-5250MHz帯の使用

世界無線通信会議（2012年ジュネーブ）は、

以下を考慮し、

a)　広帯域の航空遠隔測定システムのための移動業務に世界的なスペクトルを提供する必要があること。

b)　航空機局の運用は、国内及び国際の規則及び規制の対象であること。

c)　5030-5150MHzの周波数帯は、一次的基礎で航空無線航行業務に分配されていること。

d)　5091-5250MHzの周波数帯の固定衛星業務（地球から宇宙）への分配は、移動衛星業務における非静止衛星のフィーダリンクに限定されていること。

e)　5000-5150MHzの周波数帯は、第9.21号に基づく協定を条件として、一次的基礎で